

ヒアリング項目：農業における女性活躍の取組**担当府省：農林水産省**

○「女性活躍加速のための重点方針 2015」の該当箇所

1. 女性参画拡大に向けた取組**(5) 農業分野**

- ① 農業委員、農業協同組合の役員等に占める女性割合を増加させるため、国会で審議中の農協改革関連法案において、性別等に著しい偏りが生じないように配慮する規定を置くなど女性の参画拡大に向けた取組を進める。

また、女性リーダーを育成するための研修の充実など、農村における女性の活躍推進に向けた取組を進める。

- ② 女性農業者が働きやすい環境の整備を進めるため、女性活躍推進に取り組む農業法人等の増大に向けた表彰の実施や、民間企業等とも連携した女性農業経営者のネットワークの強化などの取組を進める。

○「女性活躍加速のための重点方針 2016」の該当箇所

I あらゆる分野における女性の活躍**2. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成****(8) 農山漁村における女性リーダーの育成**

- ① 経営力向上やビジネス発展につながるような実践的な研修を実施することにより、将来的に地域農林水産業の振興・活性化をリードし、農山漁村において政策・方針決定過程への参画や指導的地位を担うことのできる女性の人材プールを厚くするための人材育成支援を充実する。また、女性の活躍推進に取り組む農業法人等の認定・表彰を通じ、女性が活躍する先進的取組を全国に拡大するとともに、男性の農業経営者等における女性活躍の重要性に対する理解増進のための啓発活動を進め、農業法人等における女性の登用拡大を推進するなど、女性の農林漁業者がその能力を最大限に発揮できるような環境整備を促進する。

(10) 職種・分野ごとの取組推進

- ④ 建設業や造船業、運輸業、農林漁業などにおける女性の活躍推進に向けて、

(前略)

- ・女性従業員の能力開発など女性の活躍推進に取り組む企業や農業法人等の認定・表彰などの取組
- を総合的に進める。

ヒアリング項目：農業における女性活躍の取組

担当府省：農林水産省

○第4次男女共同参画基本計画の関連する分野：

- 第4分野 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
 - 3 農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
 - 4 農山漁村における女性が働きやすい環境の整備、意識と行動の変革

○「女性活躍加速のための重点方針2015」及び「女性活躍加速のための重点方針2016」での該当施策：

	施策名	予算額（千円）
2015	農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号。平成27年8月28日成立、平成28年4月1日施行）	（28年度当初予算） —
	輝く女性農業経営者育成事業	（28年度当初予算） 110,263
2016	輝く女性農業経営者育成事業	（29年度予算） 100,282

○第4次男女共同参画基本計画における関連する成果目標：

【第4分野 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進】

項目	計画策定時	最新値	成果目標（期限）
家族経営協定の締結数	54,190件 （平成25年度）	56,397件 （平成27年度）	70,000件 （平成32年度）
農業委員に占める女性の割合	・女性委員が登用されていない組織数：644 （平成25年度） ・農業委員に占める女性の割合：6.3% （平成25年度）	・女性委員が登用されていない組織数：488 （平成28年10月） ・農業委員に占める女性の割合：8.1% （平成28年10月）	・女性委員が登用されていない組織数：0 （平成32年度） ・農業委員に占める女性の割合：10%（早期）、更に30%を目指す （平成32年度）
農業協同組合の役員に占める女性の割合	・女性役員が登用されていない組織数：213 （平成25年度） ・役員に占める女性の割合：6.1% （平成25年度）	・女性役員が登用されていない組織数：122 （平成28年7月） ・役員に占める女性の割合：7.5% （平成28年7月）	・女性役員が登用されていない組織数：0 （平成32年度） ・役員に占める女性の割合：10%（早期）、更に15%を目指す （平成32年度）

【女性活躍加速のための重点方針2015】

通し 番号 (注1)	項 目 (注2)	担 当 府 省	該当施策名	施策の背景・目的（注3）	当該施策の概要（注3）	関係予算（千円）			法令・制度改正 機構定員 その他	重点方針 2016 通し番号 (施策名) (注4)
						27年度 当初予算	27年度 補正予算	28年度 当初予算		
15	1-(5)-①	農林水産省	農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号。平成27年8月28日成立、平成28年4月1日施行）	農業の成長産業化を図るため、6次産業化や海外輸出、農地集積・集約化等の政策を活用する経済主体等が積極的に活動できる環境を整備する必要がある。このため、農協・農業委員会・農業生産法人の一体的な見直しを実施する。	・農地利用の最適化を促進するため、農業委員の選出方法を公選制から、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任制とし、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮する。 ・農協が、自由な経済活動を行い、農業所得の向上に全力投球できるようにする観点から、責任ある経営体制を確立するため、農協の理事の過半数を原則として認定農業者等とするとともに、理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮する。	－	－	－	農業協同組合法等の一部を改正する等の法律による改正後の農業委員会等に関する法律及び農業協同組合法	－
16	1-(5)-②	農林水産省	輝く女性農業経営者育成事業	女性は、農林水産業と地域の活性化において重要な役割を果たし、6次産業化等の担い手としても大きく期待されており、農林水産業の成長産業化へ向けて、その能力が一層発揮されるよう支援していくことが必要。	次世代リーダーとなる女性農業経営者の育成を支援。 また、女性農業経営者の取組の発信や地域ネットワークを強化するとともに、女性の活躍推進に取り組む農業法人等を認定・表彰を通じて、女性の活躍を推進。	120,000	－	110,263	－	62 71

（注1）『『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度政府予算内容等について』（平成28年1月）での整理上の番号を示す。

（注2）『女性活躍加速のための重点方針2015』（平成27年6月26日 全ての女性が輝く社会づくり本部決定）の記載箇所を示す。

（注3）『『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度政府予算内容等について』（平成28年1月）における記載内容である。

（注4）『『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について』（平成29年2月）での整理上の番号及び施策名を示す。

【女性活躍加速のための重点方針2016】

通し 番 号 (注1)	項目 (注2)	担 当 府 省	該当施策名	施策の背景・目的 (注3)	当該施策の概要 (注3)	政策手段				
						関係予算 (千円)				法令・制度改正 機構定員 その他
						28年度 当初予算	28年度 二次補正 予算	29年度 予算	対28年度 増減額	
62	I 2 (8) ①	農林水産省	輝く女性農業 経営者育成事 業	女性は基幹的農業従事者の約4割を占め、女性が参画している農業経営体は売上や収益が向上する傾向があるなど、農業や地域の活性化において重要な役割を果たしており、農業を成長産業として発展させていくためには、既成概念にとらわれず、新たな発想で農業経営に取り組む女性の能力を最大限に活かすことが重要である。 このため、女性農業者の活躍促進及び農業で新たにチャレンジする女性のビジネス発展を支援し、女性農業経営者の育成に資するよう実施する。	次世代リーダーとなる女性農業経営者の育成及び農業で新たにチャレンジを行う女性のビジネス発展を支援。 また、「農業女子プロジェクト」等を通じた女性農業経営者の取組の発信や地域ネットワークを強化するとともに、女性の活躍推進に取り組む農業法人等を認定・表彰し、女性が活躍する先進的取組を全国に拡大。	110,263	－	100,282	▲ 9,981	－
71	I 2 (10) ④									

(注1) 『『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について』(平成29年2月)での整理上の番号を示す。

(注2) 「女性活躍加速のための重点方針2016」(平成28年5月20日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定)の記載箇所を示す。

(注3) 『『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について』(平成29年2月)における記載内容である。